

山形県感染症に関する公表要領

1 総論

(1) 目的

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第16条第1項の規定により、感染症の発生状況等の情報を県民に公表するに当たって必要な事項を定め、これによる感染拡大の防止や注意喚起により県民の健康被害を防止することを目的とする。

「感染症法」第16条第1項

厚生労働大臣及び都道府県知事は、第12条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

(2) 個人情報の取扱い

公表に当たっては、感染症法第16条第2項の規定により、患者等が差別や偏見の対象とならないよう、人権の尊重、個人情報の保護に十分に留意するものとする。

「感染症法」第16条第2項

前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 公表のあり方

(1) 基本的考え方

- ① 感染症法に規定されている全ての疾病について、山形県感染症発生動向調査(以下「発生動向調査」という。)の週報(感染症によっては月報となる。以下同じ。)により報告数や発生状況を県のホームページに掲載し公表する。
- ② 注意報や警報の基準が設定されている感染症が当該基準に達した場合は、県民への注意喚起を目的として報道機関への情報提供等により公表する。
- ③ 週報や注意報・警報の基準に達した場合による公表とは別に、感染症ごとの特徴を考慮したうえで、患者や施設等の情報を県民に広く周知することが必要な感染症が発生した場合は、速やかに報道機関への情報提供等により公表する。

(2) 公表する場合の時期・方法

公表事項	公表する主な内容	公表時期	公表方法
発生動向	県全体の発生状況や動向	発生動向調査による発表（原則週1回）	県（衛生研究所及び健康福祉企画課）のホームページに掲載
注意喚起が必要な感染症	注意喚起や予防方法	発生動向調査において、注意報又は警報の基準に達した日	報道機関への情報提供（プレスリリース）及び県（報道発表資料）のホームページに掲載
個別に公表すべき患者や施設等の発生	患者の状況	患者等の疫学調査の整理後※	報道機関への情報提供（記者発表又はプレスリリース）及び県（報道発表資料）のホームページに掲載

※ 感染力及び重篤性を考慮し、急速な感染の拡大が懸念される場合は、疫学調査の整理前でも公表を行うことができる。

【参考】警報・注意報レベルの基準値（別表1）

3 公表基準（感染症類型別）

(1) 一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

医師から届出のあった患者及び無症状病原体保有者に関し公表する。
公表内容については、国と協議のうえ決定する。

(2) 新感染症、指定感染症

一類感染症に準じた扱いとする。

(3) 二類感染症

急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）

一類感染症に準じた扱いとする。

結核

集団発生の場合は公表する。 ※集団発生の定義（別表2、以下同じ。）

(4) 三類感染症（別表2）

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

医師から届出のあった患者及び無症状病原体保有者に関し公表する。ただし、食中毒と特定された場合を除く。

腸管出血性大腸菌感染症（O157等）

集団発生の場合に公表する。ただし、食中毒と特定された場合を除く。

(5) 四類感染症

つつが虫病

- ① 当該年度における県内の初発事例に関し公表する。
- ② 例年と比較して特に発生の増加が顕著であるなど、県民への注意喚起が必要な場合は公表する。

つつが虫病を除く四類感染症（別表3）

集団発生の場合やその他県民への情報提供が必要な場合に公表する。ただし、E型、A型肝炎及びボツリヌス症において食中毒と特定された場合を除く。
なお、国内未発生等の感染症の公表内容については、国と協議のうえ決定する。

(6) 五類感染症（全数把握感染症）

麻疹、風しん

医師から届出のあった患者に関し公表する。

麻疹、風しんを除く五類感染症（全数把握感染症）（別表3）

- ① 集団発生やその他県民への情報提供が必要な場合に公表する。ただし、クリプトスポリジウム症、ジアルジア症は食中毒と特定された場合を除く。
- ② 例年と比較して特に発生の増加が顕著であるなど、県民への注意喚起が必要な場合は公表する。

(7) 五類感染症（定点把握感染症）

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）を除く五類感染症（定点把握感染症）（別表3）

- ① 注意報や警報の基準が設定されている疾病（2(2)参考を参照）のうち、発生動向調査において、その基準に達した場合は公表する。
- ② 例年と比較して特に発生の増加が顕著であるなど、県民への注意喚起が必要な場合は公表する。

(8) インフルエンザ

9月以降を新たなシーズンとし、次に該当する場合は県民への注意喚起のため公表する。

- ① 注意報及び警報レベルの基準に達した場合
- ② 保育所、幼保連携型認定こども園、学校教育法第1条に定める学校、専修

学校等（以下「学校等」という。）において、インフルエンザによる臨時休業（学級閉鎖又は学年閉鎖若しくは休校）の報告があった場合

※ 臨時休業の報告があった場合は、初発事例のみプレスリリースを行う。なお、2例目以降は県のホームページに掲載し、プレスリリースは行わない。

公表内容は、学校等の名称、全校児童生徒等数、り患者数、臨時休業の措置状況とする。

(9) その他感染症類型に区分されない感染症（食中毒と特定された場合を除く）

感染原因が明確でないが、広範な地域で急速に感染者が増えている場合や発生状況が特異で原因究明、措置等が困難で感染が拡大傾向にあるなど、県民への注意喚起が必要な場合は公表する。また、感染原因が分かり次第公表する。公表の時期、方法はその都度検討する。

4 公表内容

(1) 患者情報

① 感染症名、患者の状況等

公表項目	公表内容
感染症名	届出のあった感染症の名称
発症日	症状があらわれた日
届出日	医師から保健所に届出のあった日
患者の状況	主な症状、受診日、感染原因、確認までの経過、発症者数、受診者数、入院者数及び死亡者数、現在の状況等
参考事項	予防方法、早期発見に必要な情報、近年の発生状況等

② 患者住所地、医療機関所在地

公表区分	該当市町村
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市	同左
東村山地域	山辺町、中山町
西村山地域	河北町、西川町、朝日町、大江町
北村山地域	尾花沢市、大石田町
最上地域	金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
東置賜地域	高島町、川西町
西置賜地域	小国町、白鷹町、飯豊町
庄内地域	三川町、庄内町、遊佐町

※ 市（尾花沢市を除く）は市名、町村は地域名で公表する。ただし、尾花沢市は北村山郡大石田町とともに北村山地域として公表する。

③ 性別

男性又は女性

④ 年齢区分

公表区分	該当者
乳児	1歳未満の者
幼児	1歳以上小学校入学前の者
小学生	小学1年～6年に該当する者
中学生	中学1年～3年に該当する者
高校生	高校1年～3年に該当する者
10代	その年代に該当し小学生～高校生でない者
20代～80代	それぞれの年代に該当する者
90歳以上	その年代に該当する者

(2) 施設等情報(インフルエンザによる臨時休業の場合は上記3(8)②による)

公表項目	公表内容
名称	原則公表しない* 施設等の種別として、社会福祉施設、幼稚園、保育所、小・中・高等学校、大学等患者が特定されない範囲
所在地	4(1)②に準じる。
感染原因	調査によって確認できている調査情報
行政対応	接触者に対する調査状況、施設への指導内容
参考事項	施設等における予防方法、過去の患者発生状況

※ 感染症ごとの特徴及び上記3の公表基準を考慮のうえ、次の要件のいずれも満たす場合は、施設等の名称を公表する。

- ① 患者が当該施設等（例：旅館・ホテルや公共交通機関、飲食店、娯楽施設）を使用、利用等していること。
- ② 当該施設等を不特定の人が使用、利用等しており、患者との接触者（感染したおそれのある者）の特定が困難であること。
- ③ 接触者等の安全確保及び今後の感染拡大の防止のために必要であること。

なお、公表に当たっては、患者が特定されない及び風評被害が発生しないよう十分に考慮する。

5 続報に関する取扱い

(1) 次のいずれかの要件を満たす場合は、続報として報道機関へ情報提供する。

- ① 患者数が大幅に増加している場合
- ② 調査中の感染原因が判明した場合
- ③ その他感染症の予防及び感染拡大の防止のために有用な情報を入手した場合

- (2) 急速に感染が拡大し、県における患者が急増した場合は、個々の患者情報は省略し、発生地域や患者数等の統計的な内容を公表する。

6 その他

- (1) 公表することで、患者が特定されるなどプライバシーに重大な支障を生じるおそれがある場合は、この要領に該当する事例の全部あるいは一部の内容を公表しない。
- (2) この要領にかかわらず、国が感染症の公表に関して別に定める場合はそれに準じる。
- (3) 感染症が発生した施設等が自ら公表する場合の内容については、この要領の定めによらないことができる。
- (4) この要領は、感染症予防計画の改定にあわせ、検証することとし、必要に応じて、その前でも行うものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別表1 警報・注意報レベルの基準値

疾病	警報レベル		注意報レベル 基準値
	開始基準値	終息基準値	
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	—
A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	—
感染性胃腸炎	20	12	—
水痘	2	1	1
手足口病	5	2	—
伝染性紅斑	2	1	—
ヘルパンギーナ	6	2	—
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血結膜炎	1	0.1	—
流行性角結膜炎	8	4	—

注1 基準値は、国立感染症研究所感染症疫学センターが過去の感染症発生動向調査をもとに定めたもの。

注2 基準値は1週間の1定点医療機関当たりの報告数である。

別表2 結核における集団発生の定義

同一感染源が20人以上感染させた場合 (感染者が発病したときは1人につき6人の感染に相当するとして換算) (出典：厚生省通知による「結核集団感染事例報告」)
--

結核を除く感染症の集団発生の定義

同一の感染経路によることが明らかな場合 (同一家族を除く)	町村又は市においては町内単位若しくは同一施設内において 1週間以内に2人以上発生
同一感染経路によることが明らかでない場合 (同一家族を除く)	町村又は市においては町内単位若しくは同一施設内において 1週間以内に10人以上発生

(出典：厚生省通知による「伝染病発生特殊事例報告」)

別表3 四類・五類感染症一覧

感染症類型	疾病
四類感染症 (つつが虫 病除く)	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症 (全数把握) (麻しん、風 しん除く)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(患者が入院を要するものと認められるものに限る。)、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、薬剤耐性アシネトバクター感染症
五類感染症 (定点把握) (インフル エンザ除 く)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)